

所得税確定申告と市県民税申告のお知らせ

今年度より申告相談の事前予約を開始します

昨年度までの申告相談は会場にお越しいただいた順にご案内していましたが、来場者が事前に把握できないため、特定の日や時間に集中することで待ち時間が長くなる、受付でお断りするなど、ご不便をかける場合があります。また、近年は事前予約の問い合わせや要望も増えていることから、今年度より申告相談の事前予約の受付を始めることとしました。

なお、予約方法はLoGoフォーム（オンライン申請システム）または電話とします。LoGoフォームについては郡上市オンライン申請等総合窓口サイトに掲載しますので、希望の日時および会場をスマートフォンやパソコンで予約してください。詳細につきましては、広報郡上 1 月号以降でお知らせします。



■開設期間 令和 7 年 2 月 17 日（月）～ 3 月 17 日（月） ※土日祝を除く

■予約期間 令和 7 年 1 月 20 日（月）～各相談日の 2 日前（土日祝を除く）まで

スマートフォン・パソコンによる所得税等還付申告の期間前作成相談を行います

国税庁ではインターネットを利用した確定申告の作成・提出を推奨しています。休日や夜間でも作成することができ、マイナンバーカードを使用すれば提出まで自宅で完了させることも可能です。近年は作成に関する問い合わせが増えていることから、今年度より期間前にスマートフォンやパソコンによる申告の作成相談を行うこととしました。

なお、予約はLoGoフォーム（オンライン申請システム）にて受け付けます。LoGoフォームについては郡上市オンライン申請等総合窓口サイトに掲載しますので、希望の日時をスマートフォンやパソコンにて予約してください。詳細につきましては、広報郡上 1 月号以降でお知らせします。



■開設期間 令和 7 年 1 月 20 日（月）～ 2 月 10 日（月） ※土日祝を除く

■予約期間 令和 7 年 1 月 10 日（金）～各相談日の前日

■相談会場 市役所本庁舎 1 階 ロビー

■対象者 ご自分のスマートフォンまたはパソコンで確定申告書の作成を希望される人

※相談をお受けできるのは還付申告のみとなります。納税が必要となる場合は 2 月 17 日～ 3 月 17 日の申告期間にご相談ください。また、土地・建物、株式を売った譲渡所得など複雑な内容を含む申告相談は、同期間に関税務署が開設する申告会場にてご相談ください。

※マイナンバーカードの持参および来庁前にマイナポータルアプリのインストール（スマートフォンによる申告の場合）をお願いします。また、マイナンバーカードの作成時に設定した署名用電子証明書（英数字 6 ～ 16 桁）および利用者証明用電子証明書（数字 4 桁）も必要になりますので併せてご準備ください。

※パソコンでの作成を希望される場合は、ご自分のノートパソコンを持参願います。なお、相談会場ではフリー Wi-Fi（FREESPOT）が使用可能です。

<還付申告は 1 月 1 日から手続きが可能です>

所得税の還付申告は 2 月 17 日から 3 月 17 日の確定申告期間に限らず、1 月 1 日から提出することができます。

スマートフォンまたはパソコンとマイナンバーカードを利用した e-Tax 申告なら、ご自宅等から確定申告書を作成・送信することができますので、ご利用ください。



問 総務部税務課 67-1837